

「7.7不当捜索」「(6.12)不当処分策動」「デマピラ家庭送付」等々……

権力当局「本部」革マル一体の組織破壊攻撃を許すな



83. 7. 12

No. 1388

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七・二二七二〇七

7/8 朝の支部代表者会議報告

激激

動労千葉は七月八日、第八回支部代表者会議を開催し、三里塚・国鉄をめぐる情勢の意志一致をかちとるとともに、「当面する取り組み」について次の通り確認しました。

激激

当面する具体的取り組みについて

一 動乗勤制度改悪反対の闘い

「動労千葉申第13号」を中心に八回にわたる交渉で当局を追及し、当局・動労「本部」革マル一体となった「六月決着」「59・2ダイ改と同時実施」の策動を粉碎しました。

今後の取り組みは、国鉄当局が七月一日交渉のなかで「本事案をこれ以上延ばせない。有効期間の定めのない取り扱いに関する協定にのっとり速やかに実施したい」との対応に終始した姿勢に示されるごとく、一九八四年七月協定破棄、一方的実施が予測されます。

以上のことから具体的取り組みを次のように強化することとします。

① 動乗勤制度改悪の狙いを明らかにした職場討議資料を軸に、乗務員分科会、内達対策委員会と連携し、学習会・職場集会を開催し、全組合員の決起体制をつくりあげる。

② 動労「本部」革マルの反動的役割を『日刊動労千葉』を通じて全国に明らかにし、全国的な闘いの組織化を強化する。

二 不当処分策動粉碎の闘い

「6・12事件」罰金判決を口実にした片岡、吉岡、篠塚三君への解雇処分攻撃が策動されています。そもそも「6・12事件」は、動労「本部」革マルのデッチ上げ告訴を受けた検察、裁判所権力一体となった、動労千葉破壊のための政治的攻撃であり、罰金判決はもとよりいかなる処分も許すことはできません。

以上の立場をふまえ、支部代終了後、各支部において不当処分策動粉碎職場集会を開催し、当局の不当処分攻撃、権利侵害等に抗する闘いを一層強化することとします。

三 59・2「ダイ改」闘争

59・2ダイ改の内容は、次の通りです。

① 貨物取り扱い駅を小名木川、越中島、新小

岩操、西船橋、銚子、蘇我、新茂原、君津、千葉貨物ターミナルの九駅体制にする。② 拠点間直行列車の輸送基地を新小岩操とする。③ 営業体制の効率化のための作業体制及び勤務体制の見直し、越中島駅の民託化。④ 要員運用の合理化として、関係要員の見直し 乗務効率の向上と乗務行路の見直し。

この内容は、貨物輸送の全廃にむけた合理化攻撃であり、断じて容認できません。われわれは、計画撤回を目指し国労との共闘のもとで闘いを強化することとします。

四 昇給協定について

当局は、昇給の実施に関する協定案を提示してきましたが、現行協定と対比すると、

① 地方対応機関での昇給協定の締結を排除。
② 病欠の特例「46日以上」を「41日以上」に短縮
③ 三項八号適用基準の強化と管理者の一方的裁量権の拡大。
④ 不均衡是正資金の0.5%削減。
⑤ 回復昇給制度の改悪、であります。これら昇給を利用し、労働者への差別支配を狙った改悪を許さぬ取り組みを強化します。

五 家族組合結成―地域班結成にむけた取り組み

家族組合の結成は、動労千葉の最大の組織課題であります。本部はこの間の取り組みの弱さを反省し、各支部に組織化のためにオルグに入り、支部執行部、家族組合担当者と連携を密にし重点的に取り組むこととします。

① 各支部は、支部代以降直ちに執行委員会を開催し、家族組合が出席し話し合う場を設定する。
② 地域班結成については、第八回大会の運動方針で提起します。

六 8・8パイプライン供用開始粉碎の闘い

8・8パイプライン供用開始に対する抗議と、三里塚二期阻止へむけた新たな労農連帯を築くものとして、反対同盟との共催で八月八日・午前10時、千葉市みなと公園に於いて「8・8パイプライン供用開始粉碎、二期阻止・空港廃港 総決起集会」を開催し闘っていくこととします。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！